



栃木県公報

令和5(2023)年
3月17日(金)
号外
第7号

目次

○栃木県カーボンニュートラル実現条例の制定	6
○いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金条例の制定	11
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	12
○栃木県手数料条例の一部改正	15
○栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部改正	18
○栃木県立自然公園条例の一部改正	20
○栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正	32
○栃木県子ども・子育て審議会条例の一部改正	33
○栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	34
○栃木県県営住宅条例の一部改正	35
○学校職員定数条例の一部改正	36
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	37
○非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	37
○栃木県立美術館条例等の一部改正	38
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	40
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	43
○栃木県県南高等看護専門学院条例の廃止	44
○栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止	44
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	45
○認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正	45

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県カーボンニュートラル実現条例の制定（栃木県条例第1号）

カーボンニュートラルの実現に関する施策等に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、カーボンニュートラルの実現に関する施策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化の防止及び持続可能で活力ある本県の経済社会の構築を図るため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「カーボンニュートラルの実現」、「温室効果ガス」、「温室効果ガスの排出」及び「再生可能エネルギー」の意義を定めることとしました。

2 基本理念（第3条関係）

カーボンニュートラルの実現に関する施策等は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050年までのカーボンニュートラルの実現を旨として、県、事業者及び県民の密接な連携の下に行われなければならないこととしました。

3 県の責務（第4条関係）

(1) 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。

(2) 県は、事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする事としました。

4 事業者及び県民の責務

- (1) 事業者は、その事業活動においてカーボンニュートラルの実現に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。(第5条関係)
- (2) 県民は、その日常生活においてカーボンニュートラルの実現に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

5 県と市町村との協力(第7条関係)

県及び市町村は、それぞれが実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。

6 県のカーボンニュートラルの実現に関する施策

- (1) 基本指針(第8条関係)
- (2) 県の施策(第9条関係)
- (3) 県の率先実施(第10条関係)
- (4) 教育及び学習の推進(第11条関係)
- (5) 顕彰(第12条関係)
- (6) 推進体制の整備等(第13条関係)
- (7) 財政上の措置(第14条関係)

7 事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組

- (1) 温室効果ガスの排出の量の削減等(第15条関係)
- (2) 環境物品等の選択(第16条関係)
- (3) 脱炭素型の働き方の確立(第17条関係)
- (4) 技術及び製品の研究開発(第18条関係)
- (5) エネルギーの使用の量の把握等(第19条関係)
- (6) 環境物品等の選択(第20条関係)
- (7) 脱炭素型の生活様式の確立(第21条関係)
- (8) 建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減(第22条関係)
- (9) 公共交通機関の利用等(第23条関係)
- (10) 電動車等の選択(第24条関係)
- (11) 廃棄物の発生の抑制等(第25条関係)
- (12) 代替フロンを使用していない製品等の選択(第26条関係)
- (13) 県産木材の利用(第27条関係)
- (14) 緑化の推進(第28条関係)

8 施行期日等

- (1) この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- (3) 栃木県生活環境の保全等に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金条例の制定(栃木県条例第2号)

第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の成果を継承することにより、スポーツの普及振興及びスポーツを活用した地域の活性化に資することを目的とするいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金(以下「基金」という。)を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 積立て(第2条関係)

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。

2 処分(第6条関係)

基金は、基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。

3 その他

基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。

4 施行期日

この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第3号)

- 1 旅券法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第1関係)
- 2 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第4号)

- 1 ふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等の認定に係る試験手数料を新設することとしました。
- 2 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料の額を引き下げることとしました。
- 3 知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理に関する手数料を新設することとしました。
- 4 建築基準法の一部改正に伴い、エネルギーの使用の合理化に資する給湯設備等を設置する場合における建築物の容積率に関する認定申請手数料等を新設することとしました。
- 5 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)
- 6 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部改正(栃木県条例第5号)

- 1 栃木県林業センター(以下「林業センター」という。)の設置の目的に、林業に関する教育及び研修を行うことにより次代の林業を担う人材を育成することを追加することとしました。(第1条関係)
- 2 栃木県林業大学校研修(林業センターが実施する研修をいう。以下同じ。)を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととしました。(第7条関係)
- 3 栃木県林業大学校研修のうち、就業前長期研修を受講する者は、受講料を納付しなければならないこととしました。(第12条関係)
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 施行期日等

(1) この条例は、令和6(2024)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県立自然公園条例の一部改正(栃木県条例第6号)

質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度を創設すること等のため、次のとおり改正することとしました。

- 1 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における集団施設地区その他の公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとしました。(第14条の2関係)
- 2 1の協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画(以下「利用拠点整備改善計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができることとしました。(第14条の3関係)
- 3 認定を受けた利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業について、公園事業の執行に係る認可等の特例を定めるとともに、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第14条の6、第19条及び第21条関係)
- 4 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとしました。(第29条の2関係)
- 5 4の協議会において、公園計画に基づき、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画(以下「自然体験活動促進計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができることとしました。(第29条の3関係)
- 6 認定を受けた自然体験活動促進計画に係る自然体験活動促進事業について、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第19条及び第21条関係)
- 7 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為

で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加することとしました。(第25条関係)

8 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととしました。(第37条関係)

9 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする事としました。(第43条の2関係)

10 特別地域等における許可を要する行為に係る罰則を引き上げることとしました。(第45条関係)

11 所要の規定の整備をすることとしました。

12 施行期日等

(1) この条例は、令和5(2023)年7月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正**(栃木県条例第7号)

1 栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部看護学科専科夜間課程を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条、第3条、第7条及び第8条関係)

2 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県子ども・子育て審議会条例の一部改正**(栃木県条例第8号)

1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第1条関係)

2 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正**(栃木県条例第9号)

1 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例関係(第6条関係)

知事は、知事の指定した者にもけい留されていない犬を捕獲させることができることとしました。

2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係(別表第2関係)

1に係る事務等を新たに宇都宮市が処理することとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県県営住宅条例の一部改正**(栃木県条例第10号)

1 更新住宅を改良住宅に準じて取り扱うこと等のため、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条、第3条、第27条及び第33条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇**学校職員定数条例の一部改正**(栃木県条例第11号)

1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。(第3条関係)

(1) 県立学校職員 4,841人

(2) 市町村立学校職員 11,367人

2 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県公立学校職員給与条例の一部改正**(栃木県条例第12号)

1 公立小中学校の統廃合等に伴い、へき地学校等について、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第3関係)

2 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇**非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正**(栃木県条例第13号)

1 非常勤教育職員等の報酬日額の限度額を4万円(現行3万円)に改定することとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県立美術館条例等の一部改正**(栃木県条例第14号)

1 博物館法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

(1) 栃木県立美術館条例(第9条関係)

(2) 栃木県立博物館条例(第9条関係)

(3) 旅館業法施行条例(第5条関係)

(4) 栃木県青少年健全育成条例(第18条関係)

(5) 栃木県暴力団排除条例(第12条関係)

2 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正**(栃木県条例第15号)

1 栃木県総合運動公園北・中央エリアのテニスコートの夜間の利用時間区分の利用料金の基準額を定めるこ

としました。

2 栃木県総合運動公園東エリアのトレーニング室の定期利用券の利用料金の基準額を定めること等としました。(以上別表関係)

3 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正(栃木県条例第16号)

1 道路交通法の一部改正に伴い、特定自動運行の許可申請手数料の新設等を行うこととしました。(第8条関係)

2 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県県南高等看護専門学院条例の廃止(栃木県条例第17号)

1 栃木県県南高等看護専門学院を廃止するため、栃木県県南高等看護専門学院条例を廃止することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 栃木県手数料条例について、所要の規定の整備を行うこととしました。

◇栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止(栃木県条例第18号)

1 栃木県国民健康保険広域化等支援基金を財源とする事業の終了に伴い、栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止することとしました。

2 この条例は、令和5(2023)年3月31日から施行することとしました。

◇幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第19号)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園は感染症等の発生時における業務継続計画を策定するよう努めなければならないこととする等のため、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 幼保連携型認定こども園は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしました。

2 幼保連携型認定こども園に置くこととされる職員について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができることとしました。

3 幼保連携型認定こども園における保育室等の設備及び園児の保育に直接従事する職員について、その行う保育に支障がない場合、他の学校、社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができることとしました。

(以上第3条関係)

4 この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

◇認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正(栃木県条例第20号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 認定こども園に置くこととされる保育士登録証を有する者について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができることとしました。(附則第6項関係)

2 認定こども園において通園等子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗降車の際に子どもの所在を確認しなければならないこととしました。

3 認定こども園において通園を目的とした自動車(子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザー等の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の子どもの所在の確認を行わなければならないこととしました。(以上別表関係)

4 所要の規定の整備を行うこととしました。

5 施行期日等

(1) この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県カーボンニュートラル実現条例
- 2 いちご一会とちご国体・とちご大会レガシー基金条例
- 3 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県立自然公園条例の一部を改正する条例
- 7 栃木県立衛生福祉大学条例の一部を改正する条例
- 8 栃木県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例
- 9 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 10 栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 11 学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 12 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例
- 13 非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 14 栃木県立美術館条例等の一部を改正する条例
- 15 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 16 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 17 栃木県南高等看護専門学校条例を廃止する条例
- 18 栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例
- 19 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 20 認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

令和5年3月17日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第1号

栃木県カーボンニュートラル実現条例

目次

前文

- 第1章 総則 (第1条—第7条)
- 第2章 県のカーボンニュートラルの実現に関する施策 (第8条—第14条)
- 第3章 事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組
 - 第1節 事業活動に係る取組 (第15条—第18条)
 - 第2節 日常生活に係る取組 (第19条—第21条)
 - 第3節 建築物に係る取組 (第22条)
 - 第4節 交通機関に係る取組 (第23条・第24条)

第5節 エネルギーの使用に伴わない温室効果ガスの排出の量の削減に係る取組 (第25条・第26条)

第6節 温室効果ガスの吸収の量の増加に係る取組 (第27条・第28条)

附則

栃木県は、首都圏北部に位置する地理的優位性や産業活動の基盤となる土地、穏やかな気候に恵まれ、全国有数のものづくり県として発展してきた。また、県土の半分以上を占める豊かな森林は、木材を生産する経済活動の場となっているほか、地球温暖化の防止等の公益的機能の発揮を通じて、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしている。

近年、世界各地において、気象災害の激甚化など、大気中の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が顕在化しており、本県においても、台風、豪雨等による水害や土砂災害が発生し、県民生活に深刻な被害が生じている。

これらの気候変動の影響を最小化するため、我が国を含む世界各国が、地球温暖化対策として、21世紀後半に人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と、森林等による温室効果ガスの吸収量との間の均衡、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指して取組を進める中で、本県は、こうした流れを迅速かつ積極的に捉え、持続可能で活力ある本県の経済社会を構築し、将来にわたり県民の生命及び財産を守るため、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。

2050年までのカーボンニュートラルの実現のためには、ものづくり県として発展した本県の特性及び本県の豊かな地域資源を生かしながら、事業者、県民といったあらゆる主体の理解と共感を得、目標達成に向けた展望を共有し、県を挙げて取組を進めていくことが必要である。

ここに、私たちは、あらゆる主体が一体となって、環境の保全と経済社会の持続的な発展を図り、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、カーボンニュートラルの実現に関する施策等（カーボンニュートラルの実現に関する施策及び取組をいう。以下同じ。）に關し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、カーボンニュートラルの実現に関する施策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化の防止及び持続可能で活力ある本県の経済社会の構築を図り、もって現在及び将来の県民の健康的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カーボンニュートラルの実現 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。
- (2) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (3) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (4) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。

- ア 太陽光
- イ 風力
- ウ 水力
- エ 地熱
- オ 太陽熱

カ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（エ及びオに掲げるものを除く。）

キ バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並

びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)をいう。

ク アからキまでに掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして知事が定めるもの(基本理念)

第3条 カーボンニュートラルの実現に関する施策等は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050年までのカーボンニュートラルの実現を旨として、県、事業者及び県民の密接な連携の下に行われなければならない。(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、カーボンニュートラルの実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてカーボンニュートラルの実現に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活においてカーボンニュートラルの実現に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。(県と市町村との協力)

第7条 県及び市町村は、それぞれが実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第2章 県のカーボンニュートラルの実現に関する施策

(基本指針)

第8条 知事は、2050年までのカーボンニュートラルの実現のために必要な取組等に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(県の施策)

第9条 県は、カーボンニュートラルの実現に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 省エネルギー(エネルギーの使用の合理化をいう。以下同じ。)の促進及び再生可能エネルギーの利用の促進に関する施策

(2) 再生可能エネルギー等の地域資源の活用により地域の課題の解決に貢献する取組の促進及びその成果の普及に関する施策

(3) カーボンニュートラルの実現に関する気運の醸成及び環境の整備に関する施策

(4) カーボンニュートラルの実現に資する技術及び製品の研究開発の促進に関する施策

(5) カーボンニュートラルの実現に資する産業の創出及び育成に関する施策

(6) 公共交通機関の利用の促進、電動車(自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)のうち、専ら電気を動力源とするものをいう。以下同じ。)を使用し、又は電気を動力源とするものをいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する施策

(7) 廃プラスチック類その他の廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他資源の有効な利用の促進に関する施策

(8) 森林資源の循環的な利用(植林、育林、伐採、使用及び再植林を繰り返すこと)をいう。以下同じ。)の炭素の貯留その他の温室効果ガ

スの吸収の量の増加に関する施策

(県の率先実施)

第10条 県は、その事務及び事業に関し、次に掲げるカーボンニュートラルの実現に関する取組を率先して行うものとする。

- (1) 県が設置し、又は管理する施設における省エネルギーに資する設備の導入及び再生可能エネルギーの利用に関する取組
- (2) 県の事務及び事業における温室効果ガスの排出に係る情報の提供に関する取組
- (3) 脱炭素型の働き方（情報通信技術を活用することにより人の移動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減すること、冷房及び暖房の設備の使用に際し消費されるエネルギーの量が過剰とならないよう室温の調整を行うこと等により、業務において温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう行動すること等をいう。以下同じ。）の確立に関する取組
- (4) 電動車の導入その他の自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組
- (5) 廃プラスチック類その他の廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他資源の有効な利用に関する取組
- (6) 県が設置し、又は管理する施設における県産木材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の利用に関する取組
- (7) 前各号に掲げるもののほか、カーボンニュートラルの実現のために必要な取組

(教育及び学習の推進)

第11条 県は、市町村と連携し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、カーボンニュートラルの実現に関する実践的な教育及び学習を推進するものとする。

(顕彰)

第12条 知事は、カーボンニュートラルの実現に関する特に優れた取組を行った者を顕彰することができる。

(推進体制の整備等)

第13条 県は、県、市町村、事業者及び県民が一体となってカーボンニュートラルの実現に関する施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策の実施に関し、国及び他の都道府県との連携に努めるものとする。

3 県は、カーボンニュートラルの実現に関する国内及び国外の先進的な取組、技術等に関する情報の収集、交換等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組

第1節 事業活動に係る取組

(温室効果ガスの排出の量の削減等)

第15条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用の量及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めるものとする。

2 製品の製造を行う事業者は、原材料又は部品の選定から廃棄に至るまでの一連の過程において、温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により製造を行うよう努めるものとする。

3 製品の販売又は役務の提供を行う事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により販売又は提供を行うよう努めるものとする。

4 製品の製造若しくは販売又は役務の提供を行う事業者は、その製品の製造、販売若しくは利用又は役務の提供により発生する温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

(環境物品等の選択)

第16条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等

(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)その他のカーボンニュートラルの実現に資する物品又は役務を選択するよう努めるものとする。

(脱炭素型の働き方の確立)

第17条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、脱炭素型の働き方の確立に努めるものとする。

(技術及び製品の研究開発)

第18条 事業者は、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する技術及び製品の研究開発その他のカーボンニュートラルの実現に資する技術及び製品の研究開発に努めるものとする。

第2節 日常生活に係る取組

(エネルギーの使用の量の把握等)

第19条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握及び省エネルギーに努めるものとする。

(環境物品等の選択)

第20条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等その他のカーボンニュートラルの実現に資する物品又は役務を選択するよう努めるものとする。

(脱炭素型の生活様式の確立)

第21条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、脱炭素型の生活様式(温室効果ガスの排出の量の削減に資する取組として知事が定める取組を行うことにより、日常生活において温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう行動することをいう。)の確立に努めるものとする。

第3節 建築物に係る取組

(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減)

第22条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第6条第1項に規定する建築をいう。)又は修繕等(同条第2項に規定する修繕等をいう。)をしようとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、当該建築物に係る省エネルギー、エネルギー消費性能(同法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 交通機関に係る取組

(公共交通機関の利用等)

第23条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動又は日常生活において、可能な限り、自動車の使用に代えて、公共交通機関の利用、自転車の使用又は徒歩による移動に努めるものとする。

(電動車等の選択)

第24条 自動車を購入し、又は使用しようとする事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、電動車その他の温室効果ガスを排出しない、又は温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車を優先的に選択するよう努めるものとする。

第5節 エネルギーの使用に伴わない温室効果ガスの排出の量の削減に係る取組

(廃棄物の発生の抑制等)

第25条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動又は日常生活において、廃プラスチック類その他の廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他資源の有効な利用に努めるものとする。

(代替フロンを使用していない製品等の選択)

第26条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、製品を購入しようとする場合には、代替フロン(法第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。以下同じ。)を使用していない、又は代替フロンの使用の量がより少ない製品を選択するよう努めるものとする。

第6節 温室効果ガスの吸収の量の増加に係る取組

(県産木材の利用)

第27条 事業者及び県民は、森林資源の循環的な利用による温室効果ガスの吸収の量の増加を図るため、県産木材を積極的に利用するよう努めるものとする。

(緑化の推進)

第28条 事業者及び県民は、温室効果ガスの吸収の量の増加を図るため、その所有し、又は管理する土地又は施設について、その緑化の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められているカーボンニュートラルの規定により定められた基本指針とみなす。
- 3 栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成16年栃木県条例第40号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地球温暖化対策の推進)</p> <p>第51条 県、事業者及び県民は、栃木県カーボンニュートラル実現条例(令和5年栃木県条例第1号)の趣旨にのっとり、地球温暖化の防止に資するため、その事業活動又は日常生活において、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用その他の温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。)の排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(地球温暖化対策の推進)</p> <p>第51条 県、事業者及び県民は、<u>地球温暖化の防止に資するため、その事業活動又は日常生活において、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用その他の温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。)の排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の整備及び保全並びに木材の利用に関し、事業者及び県民の理解を深めるよう努めるものとする。</p>

(気候変動対策課)

栃木県条例第2号
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金条例

(設置)
第1条 第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の成果を継承することにより、スポーツの普及振興及びスポーツを活用した地域の活性化に資するため、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金（以下「基金」という。）を設置する。
 (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。
 (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。
 (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。
 (繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。
 (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。
附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 (教育委員会事務局スポーツ振興課)

栃木県条例第3号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第3条関係）		別表第1 （第2条、第3条関係）	
1～27の3 略	1～27の3 略	27の4 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第10号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) 略	27の4 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) 略

(5) 法第3条第5項の規定による確認

<p>(6) 略</p> <p>(7) 法第8条第2項の規定による現有旅券の返納の受理</p> <p>(8) 法第8条第3項の規定による交付及び現有旅券の返納の受理</p> <p>(9) 略</p> <p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) 省令第7条第1項の規定による申出の受理</p> <p>(15) 省令第7条第2項の規定による確認及び資料の提示又は提出の要求</p> <p>(16) 省令第7条第5項の規定による書類の提示又は提出の要求</p>	<p>28～35 略</p> <p>35の2 栃木県景観条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>35の3～35の8 略</p> <p>36 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。)及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下この項において「旧政令」という。)</p> <p>(1) 旧法第8条第1項の規定による許可</p> <p>(2) 旧法第11条(旧法第12条第3項において準用する</p>	<p>大田原市 及び市員 町</p> <p>大田原市、矢板市及び市員町</p> <p>略</p>
<p>(5) 略</p> <p>(6) 法第8条第2項の規定による交付</p> <p>(7) 法第10条第1項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 法第12条第1項の規定による申請の受理</p> <p>(10) 法第12条第3項において準用する法第8条第1項の規定による交付</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) 省令第3条第1項の規定による申出の受理</p> <p>(16) 省令第3条第2項の規定による書類等の提示又は提出の要求</p>	<p>28～35 略</p> <p>35の2 栃木県景観条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>35の3～35の8 略</p> <p>36 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)及び宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下この項において「政令」という。)</p> <p>(1) 法第8条第1項の規定による許可</p> <p>(2) 法第11条(法第12条第3項において準用する</p>	<p>大田原市、矢板市及び市員町</p> <p>略</p>

<p>場合を含む。)の規定による協議</p> <p>(3) <u>法</u>第12条第1項の規定による許可</p> <p>(4) <u>法</u>第12条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(5) <u>法</u>第13条第1項の規定による検査</p> <p>(6) <u>法</u>第13条第2項の規定による検査済証の交付</p> <p>(7) <u>法</u>第14条第1項の規定による許可の取消し</p> <p>(8) <u>法</u>第14条第2項から第4項までの規定による命令</p> <p>(9) <u>法</u>第14条第5項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による代執行及び公告</p> <p>(10) <u>法</u>第15条の規定による届出の受理</p> <p>(11) <u>法</u>第16条第2項の規定による勧告</p> <p>(12) <u>法</u>第17条第1項及び第2項の規定による命令</p> <p>(13) <u>法</u>第18条第1項の規定による立入検査</p> <p>(14) <u>法</u>第19条の規定による報告の徴取</p> <p>(15) <u>政令</u>第15条第1項の規定による代替措置の制定</p> <p>(16) <u>政令</u>第15条第2項の規定による技術的基準の強化等</p>	<p>場合を含む。)の規定による協議</p> <p>(3) <u>旧法</u>第12条第1項の規定による許可</p> <p>(4) <u>旧法</u>第12条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(5) <u>旧法</u>第13条第1項の規定による検査</p> <p>(6) <u>旧法</u>第13条第2項の規定による検査済証の交付</p> <p>(7) <u>旧法</u>第14条第1項の規定による許可の取消し</p> <p>(8) <u>旧法</u>第14条第2項から第4項までの規定による命令</p> <p>(9) <u>旧法</u>第14条第5項(旧法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による代執行及び公告</p> <p>(10) <u>旧法</u>第15条の規定による届出の受理</p> <p>(11) <u>旧法</u>第16条第2項の規定による勧告</p> <p>(12) <u>旧法</u>第17条第1項及び第2項の規定による命令</p> <p>(13) <u>旧法</u>第18条第1項の規定による立入検査</p> <p>(14) <u>旧法</u>第19条の規定による報告の徴取</p> <p>(15) <u>旧政令</u>第15条第1項の規定による代替措置の制定</p> <p>(16) <u>旧政令</u>第15条第2項の規定による技術的基準の強化等</p>
<p>36の2 略</p>	<p>36の2 略</p>
<p>37 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(28)～(36) 略</p> <p>(37) <u>法</u>第55条第3項各号及び第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請の受理等</p>	<p>37 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(28) <u>法</u>第52条第6項第3号の規定による認定の申請の受理等</p> <p>(29)～(37) 略</p> <p>(38) <u>法</u>第55条第3項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(39) <u>法</u>第55条第4項各号 _____ の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(40) <u>法</u>第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請の受理等</p>

<p>(41)～(43) 略</p> <p>(44) 法第57条の4第1項ただし書</p> <p>による許可の申請の受理等</p> <p>(45) 法第58条第2項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(46) 法第59条第1項第3号の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(47) 法第59条第4項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(48) 法第59条の2第1項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(49) 法第68条第1項第2号の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(50) 法第68条第2項第2号の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(51) 法第68条第3項第2号の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(52)～(130) 略</p> <p>37の2～42 略</p>	<p>(38)～(40) 略</p> <p>(41) 法第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項並びに第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(42)～(120) 略</p> <p>37の2～42 略</p>						
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 別表第1の27の4の項の改正規定 令和5年3月27日</p> <p>(2) 別表第1の36の項の改正規定 令和5年5月26日</p> <p>2 改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の左欄に掲げる事務のうち、旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）附則第2条及び第3条の規定によりなお従前の例によることとされるものについては、改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(行政改革ICT推進課)</p> <p>栃木県条例第4号 栃木県手数料条例の一部を改正する条例 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>改</td> <td>正</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td>改</td> <td>正</td> <td>前</td> </tr> </table>		改	正	後	改	正	前
改	正	後					
改	正	前					

別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)

事務	金額
1～24の3 略	
25 租税特別措置法施行令第19条第11項、第38条の5第9項又は第39条の98第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	略
26 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	略
27・28 略	
29 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	2,000円
30 略	
31及び32 削除	
33 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る事務	500円
33の2～88 略	
89から94まで 削除	
95～206 略	
207 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1 試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務 1,800円 2 略

別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)

事務	金額
1～24の3 略	
25 租税特別措置法施行令第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	略
26 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	略
27・28 略	
29 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,000円)
30 略	
31から33まで 削除	
33の2～88 略	
89 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17第1号へに規定するふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等の認定に係る試験の実施	33,000円
90から94まで 削除	
95～206 略	
207 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1 試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務 1,400円 2 略

<p>207の2～376 略</p> <p>376の2 家畜伝染病予防法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理</p>	<p>207の2～376 略</p> <p>376の2 家畜伝染病予防法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理</p>
<p>377～432 略</p> <p>432の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する認定の申請に対する審査</p> <p>27,000円</p>	<p>377～432 略</p>
<p>433～436 略</p> <p>437 建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</p>	<p>433～436 略</p> <p>437 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</p>
<p>438～439の2 略</p> <p>439の3 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>160,000円</p>	<p>438～439の2 略</p>
<p>440～451 略</p> <p>452 建築基準法第86条第2項の規定に基づく建築物の建築等の認定の申請に対する審査</p>	<p>440～451 略</p> <p>452 建築基準法第86条第2項の規定に基づく建築物の建築等の認定の申請に対する審査</p>
<p>452の2・452の3 略</p> <p>453 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 建築物(増築等を行わない一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 78,000円</p> <p>2 略</p>	<p>452の2・452の3 略</p> <p>453 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築等の認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 建築物(敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 78,000円</p> <p>2 略</p>
<p>453の2 建築基準法第86条の2第</p>	<p>453の2 建築基準法第86条の2第</p>

2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等に関する特例又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	れぞれ次に定める額 1 建築物(増築等を行わない一敷地内認定建築物又は増築等を行わない一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 238,000円 2 略
454～517 略	備考 略

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の29の項、31及び32の項及び33の項の改正規定は、同年3月27日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。
(文書学事課)

栃木県条例第5号

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例(昭和38年栃木県条例第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 林業に関する試験研究を行うことにより林業技術の普及推進を図るとともに、林業に関する教育及び研修を行うことにより次代の林業を担う人材を育成するため、栃木県林業センター(以下「林業センター」という。)を宇都宮市に設置する。	(設置) 第1条 林業に関する試験研究を行ない、近代林業技術の普及推進を図るため、栃木県林業センター(以下「林業センター」という。)を宇都宮市下小池町280番地に設置する。
(使用の許可) 第2条 略	(許可) 第2条 略
2 知事は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。	第3条 知事は、林業センターの使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、前条の許可をしてはならない。 (1)～(3) 略

(条件)
第4条 知事は、第2条の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)
第5条 第2条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項)
第6条 略

(使用の停止等)
第7条 知事は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用を停止し、又は第2条の許可を取り消すことができる。
(1) 略
(2) 許可 の条件に違反したとき。

(権利の譲渡等の禁止)
第4条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)
第5条 略

(使用の停止等)
第6条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は第2条第1項の許可を取り消すことができる。
(1) 略
(2) 第2条第2項の条件に違反したとき。

(研修受講の許可)
第7条 林業センターが実施する研修（以下「栃木県林業大学校研修」という。）を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2. 知事は、前項の規定により許可をする場合においては、条件を付することができる。

(研修生の遵守事項)
第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「研修生」という。）は、栃木県林業大学校研修の受講に当たっては、知事が別に定める事項を守らなければならない。

(研修受講の許可の取消し)
第9条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 林業センターの秩序を乱し、又は研修生としての本分に反したとき。

第8条・第9条 略

(使用料の免除)
第10条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)
第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条 略

別表 (第9条関係)

略

第10条・第11条 略

(受講料)
第12条 栃木県林業大学校研修のうち、就業前長期研修を受講する者は、受講料年額11万8,800円を納付しなければならない。
2 前項の受講料の徴収方法は、知事が別に定める。

(使用料等の免除)
第13条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は受講料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)
第14条 既に納付した使用料又は受講料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第15条 略

別表 (第11条関係)

略

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第7条第1項の規定による許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(環境森林政策課)

栃木県条例第6号

栃木県立自然公園条例の一部を改正する条例

栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 略 第3章 公園計画（第6条―第7条の2） 第4章～第6章 略 第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第29条の2―	目次 第1章・第2章 略 第3章 公園計画（第6条・第7条） 第4章～第6章 略

第29条の6)

第7章～第10章 略
附則

(公園計画)

第6条 略

2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

4 略

(公園計画の廃止及び変更)

第7条 略

2 前条第4項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第7条の2 第14条の2第1項に規定する協議会は第14条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第29条の2第1項に規定する協議会は第29条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他知事が定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をすることがないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第4章 略

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 略

第7章～第10章 略
附則

(公園計画の決定)

第6条 略

2 略

(公園計画の廃止及び変更)

第7条 略

2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

第4章 略

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 略

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第8条の2 第14条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第14条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合において、当該提案に係る公園事業の素案その他知事が定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(承継)

第11条 公園事業者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲渡人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2～4 略

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第14条 略

(協議会)

第14条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第24条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

(承継)

第11条

①～3 略

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第14条 略

3. 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合は、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
4. 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、知事が別に定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
5. 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
6. 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
7. 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
8. 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
9. 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に關し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

- 第14条の3** 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、知事が別に定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
2. 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
 - (3) 利用拠点整備改善計画の目標

- (4) 前号の目標を達成するために利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- (5) 第9条第2項の承認又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第9条第6項の承認若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他知事が定める事項
3. 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならぬ。
4. 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
5. 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
6. 知事は、第4項の認定をしたときは、知事が別に定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。
- (認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)
- 第14条の4** 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第14条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。
2. 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項、第14条の6及び第15条第2項において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の知事が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出

なければならぬ。
3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第14条の5 知事は、第14条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第14条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第14条の3第4項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第9条第2項若しくは第6項の承認若しくは同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により承認若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第15条 略

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第14条の3第4項の認定を受けた者に対し、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第19条 略

2 略

(報告徴収及び立入検査)

第15条 略

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第19条 略

2 略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(16) 略

4～7 略

8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行

_____として行う行為

(2) 略

(3)・(4) 略

(普通地域)

第21条 略

2～6 略

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行 _____として行う行為

(2) 略

(3)～(6) 略

(利用のための規制)

第25条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) 略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)～(16) 略

(17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4～7 略

8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)として行う行為

(2) 略

(3) 認定自然体験活動促進事業(第29条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第29条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行為

(4)・(5) 略

(普通地域)

第21条 略

2～6 略

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

(2) 略

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4)～(7) 略

(利用のための規制)

第25条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) 略

(3) 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者がいるときは、その行為をやめるべ

_____に掲げる行為をしてはならない。その行為をやめるべ

きことを指示することができる。

3 略

第29条 略

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第29条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第14条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第29条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第29条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第29条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、知事が別に定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関

きことを指示することができる。

3 略

第29条 略

する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

(5) 計画期間

(6) その他知事が定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、知事が別に定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第29条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第29条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。

2. 前条第3項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の知事が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届けなければならない。

3. 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第29条の5 知事は、第29条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第29条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2. 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第29条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第29条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2. 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3. 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 略

(風景地保護協定の締結等)

第30条 知事若しくは市町村又は第36条第1項の規定により指定された公園管理団体で第37条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を

第7章 略

(風景地保護協定の締結等)

第30条 知事若しくは市町村又は第36条第1項の規定により指定された公園管理団体で第37条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を

定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- (1)～(5) 略
- 2～5 略

(指定)

第36条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2～4 略

(業務)

第37条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第38条 公園管理団体は、知事及び市町村との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- (1)～(5) 略
- 2～5 略

(指定)

第36条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他知事が定める法人であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2～4 略

(業務)

第37条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2. 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
 - (1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - (2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
 - (3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
 - (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第38条 公園管理団体は、知事及び市町村との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第43条 略

(利用の増進のための情報の提供等)

第43条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項又は第22条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第19条第3項の規定に違反したとき。

第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。
- (2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第20条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第47条 第10条、第21条第2項又は第39条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項若しくは第2項若しくは第29条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (2) 第21条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第21条第5項の規定に違反したとき。
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第23条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は

第43条 略

第45条 第14条第1項又は第22条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第6項 第9条第4項各号に掲げる事項を変更した者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）
- (2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者
- (3) 第19条第3項の規定に違反した者
- (4) 第20条の規定により許可に付された条件に違反した者

第47条 第10条、第21条第2項又は第39条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第21条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第21条第5項の規定に違反した者
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第23条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は

忌避したとき。

(6) 特別地域又は集団施設地区区内において、みだりに第25条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。

(7) 特別地域又は集団施設地区区内において、第25条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。

(8) 第42条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

忌避した者

(6) 特別地域又は集団施設地区区内において、みだりに第25条第1項第1号に掲げる行為をした者

(7) 特別地域又は集団施設地区区内において、第25条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をした者

(8) 第42条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

附 則

- この条例は、令和5年7月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(自然環境課)

栃木県条例第7号

栃木県立衛生福祉高等学校条例の一部を改正する条例

栃木県立衛生福祉高等学校条例（昭和59年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(学部、学科等)	(学部、学科等)																
第2条 略	第2条 略																
(修業年限)	(修業年限)																
第3条 大学の修業年限は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年限とする。	第3条 大学の修業年限は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年限とする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>修 業 年 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>看護学科専科</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	修 業 年 限	略	略	看護学科専科	2年	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>修 業 年 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>看護学科専科</td> <td>昼間課程にあつては2年、夜間課程にあつては3年</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	修 業 年 限	略	略	看護学科専科	昼間課程にあつては2年、夜間課程にあつては3年	略	略
学 科	修 業 年 限																
略	略																
看護学科専科	2年																
略	略																
学 科	修 業 年 限																
略	略																
看護学科専科	昼間課程にあつては2年、夜間課程にあつては3年																
略	略																
(入学科)	(入学科)																
第7条 大学に入学する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入学科料を入学の際に納付しなければならない。	第7条 大学に入学する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入学科料を入学の際に納付しなければならない。																

学 科	入 学 料
略	
看護学科専科	昼間課程にあつては10,000円、夜間課程にあつては5,000円
略	

(授業料)

第8条 大学校に入学した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる授業料を納付しなければならない。

学 科	授 業 料	年 額
略		
看護学科専科	昼間課程にあつては212,400円、夜間課程にあつては106,200円	
略		

2・3 略

学 科	入 学 料
略	
看護学科専科	10,000円
略	

(授業料)

第8条 大学校に入学した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる授業料を納付しなければならない。

学 科	授 業 料	年 額
略		
看護学科専科	212,400円	
略		

2・3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(医療政策課)

栃木県条例第8号

栃木県子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

栃木県子ども・子育て審議会条例(平成25年栃木県条例第51号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(設置)		
第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、栃木県子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。		第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、栃木県子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(こども政策課)

栃木県条例第9号

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例及び栃木県知事の権限に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年栃木県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(犬の抑留等) 第6条 知事は、前条第1項の規定に違反してけい留されていない犬があるときは、その職員又は知事の指定した者にこれを捕獲させ、抑留することができる。 2 前項の規定によりけい留されていない犬の捕獲を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しななければならない。 3・4 略	(犬の抑留等) 第6条 知事は、前条第1項の規定に違反してけい留されていない犬があるときは、その職員をしてこれを捕獲させ、抑留することができる。 2 前項の職員は、けい留されていない犬の捕獲を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しななければならない。 3・4 略

(栃木県知事の権限に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県知事の権限に関する条例(平成11年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第2条関係) 1～20 略 21 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年栃木県条例第28号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第6条第1項の規定による指定、捕獲等 (2) 条例第6条第3項の規定による通知 (3) 条例第6条第4項の規定による処分 (4) 条例第7条第1項の規定による棄殺 (5) 条例第7条第2項の規定による周知等 (6) 条例第8条の規定による殺処分その他の措置の命令 (7) 条例第11条第1項の規定による届出による受理(特定動物に係るものを除く。)	別表第2(第2条関係) 1～20 略 21から23まで 削除

(8) 条例第11条第2項の規定による届出の受理
(9) 条例第12条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査（特定動 物に係るものを除く。）
22及び23 削除
24～31 略

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、宇都宮市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、宇都宮市長のした処分その他の行為又は宇都宮市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（生活衛生課）

栃木県条例第10号

栃木県営住宅条例の一部を改正する条例

栃木県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 改良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）第2条第6項に規定する改良住宅の建替えに係る計画に基づき事業により建設された住宅及びその附帯施設をいう。以下同じ。）を含む。）をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 共同施設等 法第2条第9号に規定する共同施設及び改良法第2条第7項に規定する地区施設（更新住宅の入居者の共同の福祉又は利便のために設置された施設を含む。）をいう。</p> <p>(7)～(11) 略</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 改良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）第2条第6項に規定する改良住宅</p> <p>をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 共同施設等 法第2条第9号に規定する共同施設及び改良法第2条第7項に規定する地区施設</p> <p>をいう。</p> <p>(7)～(11) 略</p>

(入居者の公募)
第3条 略
 2 前項の規定による入居者の公募は、栃木県公報その他の方法
切な方法により、次に掲げる事項を公示して行うものとする。
 (1)～(4) 略

(県営住宅監理員及び県営住宅管理人)
第27条 法第33条第1項(改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、県営住宅及び共同施設等の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、県営住宅監理員を置く。
 2・3 略

(管理の特例)
第33条 法第47条第1項の規定により県営住宅(改良住宅を除く。)及び共同施設等(改良法第2条第7項に規定する地区施設を除く。)の管理を市町村又は栃木県住宅供給公社に行わせる場合における第3条第1項、第7条、第8条、第9条第2項、第10条、第20条第4項から第8項まで、第23条第1項、第24条第1項、第2項及び第6項、第25条第1項、第27条第2項並びに第30条第1項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「市町村の長又は栃木県住宅供給公社の理事長」とする。

(入居者の公募)
第3条 略
 2 前項の規定による入居者の公募は、インターネットの利用その他の適
切な方法により、次に掲げる事項を公示して行うものとする。
 (1)～(4) 略

(県営住宅監理員及び県営住宅管理人)
第27条 県営住宅及び共同施設等の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、県営住宅監理員を置く。
 2・3 略

(管理の特例)
第33条 法第47条第1項の規定により県営住宅(改良住宅を除く。)及び法第2条第9号に規定する共同施設の管理を市町村又は栃木県住宅供給公社に行わせる場合における第3条第1項、第7条、第8条、第9条第2項、第10条、第20条第4項から第8項まで、第23条第1項、第24条第1項、第2項及び第6項、第25条第1項、第27条第2項並びに第30条第1項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「市町村の長又は栃木県住宅供給公社の理事長」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(住宅課)

栃木県条例第11号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例(昭和32年栃木県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(定数)		
第3条 学校職員の定数は、次のとおりとする。		
(1) 県立学校職員	4,841人	4,833人
(2) 市町村立学校職員	11,367人	11,451人
計	16,208人	16,284人
(定数)		
第3条 学校職員の定数は、次のとおりとする。		
(1) 県立学校職員	4,833人	4,833人
(2) 市町村立学校職員	11,451人	11,451人
計	16,284人	16,284人

2・3 略

2・3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県条例第12号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区	分	学 校	
		小 学 校	中 学 校
へき地学校等	1 級	日光市立中宮祠小学校 日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校	日光市立中宮祠中学校 日光市立小来川中学校
		日光市立三依小学校 日光市立足尾小学校 那珂川町立馬頭東小学校 大田原市立須賀川小学校	日光市立三依中学校 日光市立足尾中学校 日光市立須賀川小学校
略	2 級	日光市立湯西川小学校	日光市立栗山中学校 日光市立湯西川中学校
		略	略

別表第3（第9条の2、第9条の3関係）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務課）

栃木県条例第13号

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	

<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額4万円を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額3万円を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局学校安全課)

栃木県条例第14号

栃木県立美術館条例の一部を改正する条例

(栃木県立美術館条例の一部改正)

第1条 栃木県立美術館条例(昭和47年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(評議員会の設置)</p> <p>第9条 法第23条第1項の規定に基づき、栃木県立美術館評議員会(以下「評議員会」という。)を置く。</p>	<p>(評議員会の設置)</p> <p>第9条 法第20条第1項の規定に基づき、栃木県立美術館評議員会(以下「評議員会」という。)を置く。</p>

(栃木県立博物館条例の一部改正)

第2条 栃木県立博物館条例(昭和57年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(協議会の設置)</p> <p>第9条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、博物館に、栃木県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>	<p>(協議会の設置)</p> <p>第9条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に、栃木県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>

(旅館業法施行条例の一部改正)

第3条 旅館業法施行条例(昭和33年栃木県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校等に類する施設)</p> <p>第5条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p>	<p>(学校等に類する施設)</p> <p>第5条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p>

<p>(1) 略 (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設 (3) 略 2 略</p>	<p>(1) 略 (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (3) 略 2 略</p>
<p>（栃木県青少年健全育成条例の一部改正） 第4条 栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p> <p>（自動販売機等業者の自主規制） 第18条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）は、相互に協力し、自主的方法により、第14条各号のいずれかに該当すると認められる図書類又は第16条各号のいずれかに該当すると認められるがん具類を収納した自動販売機等を、次に掲げる施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域においては設置しないように努めなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設 (6)・(7) 略</p>	<p>改正前</p> <p>（自動販売機等業者の自主規制） 第18条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）は、相互に協力し、自主的方法により、第14条各号のいずれかに該当すると認められる図書類又は第16条各号のいずれかに該当すると認められるがん具類を収納した自動販売機等を、次に掲げる施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域においては設置しないように努めなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (6)・(7) 略</p>
<p>（栃木県暴力団排除条例の一部改正） 第5条 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止） 第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（第10号に掲げる物件にあっては、当該物件の区域である土地）の周囲200メートルの区域内において、これを開設し、又は運営してはならない。 (1)～(5) 略 (6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設 (7)～(11) 略 2 略</p>	<p>改正前</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止） 第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（第10号に掲げる物件にあっては、当該物件の区域である土地）の周囲200メートルの区域内において、これを開設し、又は運営してはならない。 (1)～(5) 略 (6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (7)～(11) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習課)

栃木県条例第15号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額の項(サ)テニスコートの表を次のように改める。

(サ) テニスコート

利用区分	利用時間		午前8時 30分から 午前10時 まで	午前10時 から正午 まで	正午から 午後2時 まで	午後2時 から午後 4時まで	午後4時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 6時まで	午前8時 30分から 午後6時 まで	午後6時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 8時まで	午後8時 から午後 9時まで
	1面の利用	入場料を 徴収しない 場合	入場料を 徴収する 場合	450円	610円	610円	610円	310円	310円	2,540円	310円	310円
	アマチュア スポーツに 利用する 場合	入場料を 徴収する 場合	1,120円	1,520円	1,520円	1,520円	770円	770円	6,350円	770円	770円	770円
	アマチュア スポーツに 以外に 利用する 場合	入場料を 徴収しない 場合	1,120円	1,520円	1,520円	1,520円	770円	770円	6,350円	770円	770円	770円
		入場料を 徴収する 場合	11,200円	15,200円	15,200円	15,200円	7,700円	7,700円	63,500円	7,700円	7,700円	7,700円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第10条、第13条関係） 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額 (1)～(7) 略 備考 1・2 略	別表（第10条、第13条関係） 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額 (1)～(7) 略 備考 1・2 略

- 3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場、トレーニング室若しくはテニスコートを専用利用する場合は陸上競技場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (1) 略
- (2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から午前10時までにつき定められている利用料金の基準額の3分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後8時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額
- (3) 略
- 4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場(投てき場)若しくは多目的広場(クレイ)(以下「第2陸上競技場等」という。)を専用利用する場合は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- 3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場若しくはトレーニング室を専用利用する場合は陸上競技場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (1) 略
- (2) 略
- 4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場(投てき場)若しくは多目的広場(クレイ)(以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額
-
- にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場(投てき場)の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額
- (2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から午前10時までにつき定められている利用料金の基準額の

3分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては午後5時から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額

5～9 略

8 略

別表8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項(イ)トレーニング室の表を次のように改める。
(イ) トレーニング室及び屋内水泳場

区分	一般利用券				定期利用券		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	1 月	3 月	6 月
高校生等以下(1人につき)	300円	300円	300円	—	2,700円	7,200円	10,800円
トレーニング室 のみの利用	—	—	—	—	3,150円	8,400円	12,600円
屋内水泳場 のみの利用	—	—	—	利用時間が2 時間までの場 合は280円、 利用時間が2 時間を超える 場合は350円	4,050円	10,800円	16,200円
トレーニング室 及び屋内水泳場 の利用	600円	600円	600円	—	5,400円	14,400円	21,600円
その他の者(1人につき)	—	—	—	—	6,300円	16,800円	25,200円
トレーニング室 及び屋内水泳場 の利用	—	—	—	900円	8,100円	21,600円	32,400円

別表8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項(ウ)屋内水泳場の表を削り、同項(エ)体育館分館の表中「(エ)体育館分館」を「(ウ)体育館分館」に改める。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表 (第10条、第13条関係)</p> <p>1～7 略</p> <p>8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 「一般利用券」とは、個人が1回の普通利用をすることができ る利用券であって、定期利用券以外のものをいう。</p> <p>3 「定期利用券」とは、個人が一定の期間において随時に普通利 用をすることができる利用券をいう。</p> <p>4～7 略</p>	<p>別表 (第10条、第13条関係)</p> <p>1～7 略</p> <p>8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2～5 略</p>																
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(教育委員会事務局スポーツ振興課)</p>																	
<p>栃木県条例第16号</p> <p>栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>栃木県警察関係手数料条例(平成12年栃木県条例第12号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>																	
<p>(道路交通法に関する手数料)</p> <p>第8条 県は、道路交通法(以下この条において「法」という。)の規定 に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき(特別の計算 単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の右欄に 定める額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" data-bbox="1197 232 1455 1137"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1の8 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査</td> <td>79,200円</td> </tr> <tr> <td>1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対 する審査</td> <td>78,500円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の額	1～1の8 略		1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査	79,200円	1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対 する審査	78,500円	<p>(道路交通法に関する手数料)</p> <p>第8条 県は、道路交通法(以下この条において「法」という。)の規定 に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき(特別の計算 単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の右欄に 定める額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" data-bbox="1197 1137 1455 2042"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1の8 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査</td> <td>79,200円</td> </tr> <tr> <td>1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対 する審査</td> <td>78,500円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の額	1～1の8 略		1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査	79,200円	1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対 する審査	78,500円
事 務	手数料の額																
1～1の8 略																	
1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査	79,200円																
1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対 する審査	78,500円																
事 務	手数料の額																
1～1の8 略																	
1の9 法第75条の12第1項の規定に基づく 特定自動運行の許可の申請に対する審査	79,200円																
1の10 法第75条の16第1項の規定に基づく 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対 する審査	78,500円																

2～4 略	2～4 略
2～6 略	2～6 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(警察本部交通企画課)

栃木県条例第17号

栃木県南高等看護専門学校条例を廃止する条例

栃木県南高等看護専門学校条例（昭和41年栃木県条例第49号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃止前の栃木県南高等看護専門学校条例に規定する栃木県南高等看護専門学校に在学している者は、栃木県立衛生福祉大学校条例（昭和59年栃木県条例第3号）に規定する栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部看護学科本科に在学している者とみなす。

(栃木県手数料条例の一部改正)

3 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～123 略		1～123 略	
124 削除		124 栃木県南高等看護専門学校 が依頼に基づき実施する卒業証 明書等の交付	1通につき420円
125～517 略		125～517 略	
備考 略		備考 略	

(医療政策課)

栃木県条例第18号

栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年栃木県条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

(国保医療課)

栃木県条例第19号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木県条例第43号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第3条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるものを除くほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省、文部科学省、厚生労働省令第1号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(非常災害対策)

第4条 幼保連携型認定こども園は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の計画（以下「安全計画」という。）及び同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領（以下「危険等発生時対処要領」という。）において、周辺の地域の環境及び園児の特性等を踏まえた園児の安全の確保のための体制及び避難の方法等を具体的に定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに園児の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、園児等に周知しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月1回以上行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(人権の擁護等に関する措置)

第5条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県条例第20号

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で修正する。

改正前	改正後										
<p>附 則 1～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の1の項(1)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="703 232 855 1137"> <tr><td>附則第5項</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	附則第5項	略	略	略	<p>附 則 1～5 略</p> <p>6 別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録証を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の1の項(1)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="703 1137 855 2045"> <tr><td>附則第5項</td><td>略</td></tr> <tr><td>附則第6項</td><td>別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	附則第5項	略	附則第6項	別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者	略	略
附則第5項	略										
略	略										
附則第5項	略										
附則第6項	別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者										
略	略										
<p>別表 (第3条関係)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 施設設備 (1)～(9) 略</p> <p>(10) 認定こども園において保育室、遊戯室、乳児室又はほふく室を2階以上に設ける場合には、<u>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年栃木県条例第43号)第7条第3項ただし書の基準を満たすこと。</u></p>	<p>別表 (第3条関係)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 施設設備 (1)～(9) 略</p> <p>(10) 認定こども園において保育室、遊戯室、乳児室又はほふく室が幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)第13条第1項において読み替えて準用する<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p>										

4～6 略

7 管理運営等

(1)～(8) 略

(9) 認定こども園は、子どもを通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行うときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができする方法により、子どもの所在を確認すること。

(10) 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置を備え、これを用いて(9)に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

(11)～(14) 略

備考 略

4～6 略

7 管理運営等

(1)～(8) 略

(9)～(12) 略

備考 略

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 認定こども園において、この条例による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表の7の項(10)に規定する自動車を行う場合であつて、当該自動車に同項(10)に規定するブザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同項(9)に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。（こども政策課）